

### INAPの設立の背景は…

1998年3月に開催された高知新港の供用式典においてスリランカ国アシュラフ港湾開発復興大臣より関係する姉妹港が一堂に会する会議の開催が提案された。

これを受けスリランカ港湾庁は、コロンボ市において1998年11月17日から19日までの日程で、高知港あるいはコロンボ港が姉妹港・友好港の関係にあるフィリピン国スービック湾港、インドネシア国タンジュンペラ港、中国青島港、米国ニューオリンズ港とともに6港が参加する「姉妹港を通じた世界の平和」をテーマとしたシンポジウムを開催した。

この開会式の基調講演で、高知港は、海運や港湾に関する情報を交換・共有し、相互の交流を促進する方策を研究・協議すること、また、参加各港がその属する地域内のネットワークを形成し海運のニーズに対応する世界レベルのポートネットワークを構築することを旨とする姉妹港を基盤とした「ポートネットワークアライアンス」の構想を提案した。アシュラフ大臣はこの提案をさらに発展させ、姉妹港の国際ネットワーク組織つまり友好提携港国際ネットワーク [International Network of Affiliated Ports (INAP)] の設立を提案し、参加港も同調した。

このINAP設立に関する宣言書は次の5項目をかかげている。

1. INAPは、専門知識、ノウハウ及びマーケティング、計画、技術、技能及び港の開発全般並びに経済、文化的便益を含む友好提携港の相互利益に関することから、協賛、協力及び情報交換を行うことにより、このネットワークをそれぞれの港の利益に寄与するものとするよう努める。

2. INAPは、資源とサービスの効果的な循環及び配分、並びに相互利益を基本として、上記の友好提携港の活動を推進することにより、互いに有益な地域間のつながりを構築するよう努める。

3. INAPは、人類の英知、精神的な面での発展及び文化的な成長を増進するよう努める。

4. INAPは、共通の倫理と信仰の価値を改めて認識するよう努める。

5. INAPは、現代文明が環境面で引き起こした生態上の影響を最小限に抑えるため、環境に対する自覚の醸成に特別の役割を果たし、恐れと不安のない真に平和で調和のとれた地球の建設を確実なものとする。

### INAPの目的は…

INAPは会員の友好的で調和のとれた共生を支え、環境に優しい社会と平和で調和のとれた地球の実現を長期ビジョンとしている。

その実現のために

1. それぞれの姉妹港の関係をより高度なものとし、会員港の間のネットワークを形成する。
2. 会員港の港勢の拡大を図るとともに、港湾の開発、振興、管理に関する情報交換を図りそれぞれの姉妹港関係をより有効なものとする。
3. 会員港が属する地域間の相互関係を確立し、経済、文化的つながりを強くすることを目的としている。

### INAPの会員は…

INAPは1998年に設立された組織で、会員間の交流を深めるとともにその活動を広げることに取り組んでいる。

1998年11月のスリランカ国コロンボ市でのINAP設立の基本合意をもとに、関係港の間で、枠組みについて検討を進めてきた。第2回会合でタンジュンペラ港の主催で1999年12月にインドネシア国スラバヤ市において開催し、ここで組織や憲章の大枠を定めた。2000年11月には日本国高知県高知市において第3回会合を開催した。第3回会合からフィリピン国セブ港、第9回会合から韓国木浦新港、その後、フィリピン国ダバオ港、バングラディッシュ国チッタゴン港が会員港に加わる等、会員港は現在9港である。

毎年総会を開催することとしており、その機会に広く港湾関係者、海運関係者、貿易関係者等の参加を呼びかけシンポジウムを開催するなど、意見交換、情報交換を行ってきている。

現在、事務局を高知港が担当している。



第22回会合：日本国、高知港

## INAPは現在…

### 【総会】

- 第1回会合：1998年11月  
主催港：スリランカ国、コロンボ港  
「姉妹港を通じた世界の平和」
- 第2回会合：1999年12月  
主催港：インドネシア国、タンジュンペラ港  
「INAPメンバー間の貿易促進戦略」
- 第3回会合：2000年11月 主催港：日本国、高知港  
「21世紀の港湾戦略と地域経済」
- 第4回会合：2002年11月  
主催港：フィリピン国、スービック湾港  
「友好港交流を通じた経済交流の推進」
- 第5回会合：2003年10月  
主催港：中華人民共和国、青島港  
「平和、発展、共栄」
- 第6回会合：2004年10月 主催港：フィリピン国、セブ港  
「港湾民営化または港湾事業における民間部門の役割～公共サービス向上のための動機としての利益～」
- 第7回会合：2005年10月  
主催港：スリランカ国、コロンボ港  
「生産性の強化～友好港交流を通じた世界への挑戦～」
- 第8回会合：2006年11月  
主催港：インドネシア国、タンジュンペラ港  
「未来の競争に勝ち残る港づくり」
- 第9回会合：2007年9月 主催港：日本国、高知港  
「会員港相互の経済交流の促進」
- 第10回会合：2008年10月  
主催港：フィリピン国、スービック湾港  
「アジア港湾の新しい役割」
- 第11回会合：2009年9月  
主催港：大韓民国、木浦新港  
「世界経済危機下でのINAPの具体的連携策」
- 第12回会合：2010年11月 主催港：フィリピン国、セブ港  
「INAP会員港 ～世界に広がる港湾網とのつながり～」
- 第13回会合：2011年8月  
主催港：スリランカ国、コロンボ港  
「友好提携から世界に広がるネットワークへ」
- 第14回会合：2012年11月  
主催港：インドネシア国、タンジュンペラ港  
「INAP会員港間の市場連携による物流機能の向上」
- 第15回会合：2013年11月 主催港：日本国、高知港  
「アジアの経済発展に寄与する港湾の成長戦略」
- 第16回会合：2014年11月  
主催港：フィリピン国、スービック湾港  
「ASEAN経済共同体がもたらす可能性～ASEAN経済共同体と各港の役割～」
- 第17回会合：2015年9月 主催港：大韓民国、木浦新港  
「環境に配慮した港」
- 第18回会合：2016年9月 主催港：フィリピン国、セブ港  
「気候変動への挑戦」
- 第19回会合：2017年11月  
主催港：スリランカ国、コロンボ港  
「INAPを通じた海運協力と経済発展」
- 第20回会合：2019年1月  
主催港：インドネシア国、タンジュンペラ港
- 第21回会合：2019年9月 主催港：中国、青島港  
「会員港の協力による各港の持続可能な発展」
- 2020年～2022年  
新型コロナウイルス感染症のため、開催なし
- 第22回会合：2023年10月 主催港：日本国、高知港  
「アフターコロナの展望」
- 第23回会合：2024年10月  
主催港：フィリピン国、スービック湾港  
「強靱な港：革新的な環境保護と防災対策の成功事例について」



第18回会合：フィリピン国、セブ港



第19回会合：スリランカ国、コロンボ港



第20回会合：インドネシア国、タンジュンペラ港



第21回会合：中国、青島港

### 【会長】

初代会長/スリランカ港湾庁

Mohan Samarasekera 総裁

2代会長/タンジュンペラ港 Abdullah Umar 長官

3代会長/高知県知事 橋本大二郎

4代会長/スービック湾都市開発庁

Felicitio C. Payumo長官

5代会長/青島港(集団)有限公司 常徳傳 総裁

6代会長/セブ港湾局

Mariano C. J. Martinez長官

7代会長/スリランカ港湾庁

Dileepa Wijesundera総裁

8代会長/タンジュンペラ港

Sumardan Marzuki長官

9代会長/高知県知事 尾崎正直

10代会長/スービック湾都市開発庁

Feliciano G. Salonga長官

11代会長/木浦新港株式会社 崔炳洙 代表理事社長

12代会長/セブ港湾局 Vicente T. Suazo, Jr. 長官

13代会長/スリランカ港湾庁

Priyath B. Wickrama 総裁

14代会長/タンジュンペラ港

Rismarture Sidabutar 長官

15代会長/高知県知事 尾崎正直

16代会長/スービック湾都市開発庁

Roberto V.Garcia 長官

17代会長/木浦新港ターミナル株式会社

丁興萬 代表理事社長

18代会長/セブ港湾局 Edmund C. Tan 長官

19代会長/スリランカ港湾庁

Parakrama Dissanayake 総裁

20代会長/タンジュンペラ港

Onny Djayus 長官

21代会長/青島港(集団)有限公司

李奉利 董事長

22代会長/高知県知事 濱田省司

23代会長/スービック湾都市開発庁

Eng' r. Eduardo Jose L. Aliño長官

### 【会員】 2024.8.9現在

■セブ港

代表者/ゼネラルマネージャー Francisco C. Comendador III

所在地/フィリピン国、セブ市

■チッタゴン港

代表者/チッタゴン港湾局長官

Rear Admiral S M Moniruzzaman

所在地/バングラディッシュ国、チッタゴン

■コロンボ港

代表者/スリランカ港湾庁 総裁 Keith D Bernard

所在地/スリランカ国、コロンボ市

■ダバオ港

代表者/ダバオ港管理事務所 港湾管理者

Analee G. Aguilá

所在地/フィリピン国、ダバオ市

■高知港

代表者/高知県知事 濱田省司

所在地/日本国、高知県高知市

■木浦新港

代表者/木浦新港ターミナル株式会社 呂宗九

所在地/大韓民国、全羅南道木浦市

■青島港

代表者/青島港(集団)有限公司 董事長 蘇建光

所在地/中華人民共和国、山東省青島市

■スービック湾港

代表者/スービック湾都市開発庁

長官 Eng' r. Eduardo Jose L. Aliño

所在地/フィリピン国、スービック湾

■タンジュンペラ港

代表者/Pelindo(Persero) Arif Suhartono

所在地/インドネシア国、ジャカルタ市

### 【事務局】

高知県土木部港湾振興課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

TEL. 088-823-9888 FAX. 088-823-9657

e-mail: 175201@ken.pref.kochi.lg.jp

### 【INAPのホームページ】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175201/inap4.html>



# 友好提携港国際ネットワーク (INAP) 憲章

## 前文

スリランカ国アシュラフ港湾開発復興大臣と日本国橋本大二郎高知県知事の先駆的な尽力及び功績を称え、また両氏を創設の父と名付け、ここに友好提携港の組織を設立する。本組織の目的は、会員港の間の友好的で調和のとれた関係の形成、情報の交換、円滑な作業環境を実現するための協力、本組織及び会員の発展を促進するため、相互利益に基づく活動の推進、調整及び実施を図ることである。

## 第1条 組織の名称

本組織の名称は友好提携港国際ネットワーク(以下、「INAP」という)とする。

## 第2条 ビジョン及び目的

[ビジョン]

INAPは会員の友好的で調和のとれた共生を支え、環境に優しい社会及び平和で調和のとれた地球の実現を長期的ビジョンとする。

[目的]

上記のビジョンの実現のために、

1. それぞれの姉妹港の関係をより高度なものとし、会員港の間のネットワークを形成する。
2. 会員港の港勢の拡大を図るとともに、港湾の開発、振興、管理に関する情報交換を図りそれぞれの姉妹港関係をより有効なものとする。
3. 会員港が属する地域間の相互関係を確立し、経済、文化的つながりを強くすることを目的とする。

## 第3条 プロジェクト

INAPは上記の目的を達成するために、以下の事項を実施する。

1. 総会を開催すること。
2. 機関誌及び総会の議事録を作成すること。
3. 総会において会員に情報交換の機会を提供すること。
4. 港湾の開発、振興、管理に関する研究及び報告を行うための委員会の設置について会員が要請する機会を与えること。
5. INAPの目的を達成するために必要とされるその他の活動。

## 第4条 会員及び会員資格

[会員]

1. INAPの創設時会員はスリランカ国コロンボ港、日本国高知県、中国青島港、フィリピン国スービック湾港、インドネシア国タンジュンペラ港である。
2. 会員になるための資格は、INAPのいずれかの会員港と友好提携港関係を結ぶことで得られる。

3. 前号の規定にかかわらず、INAP憲章に賛同し、INAP総会で承認が得られた港は会員の資格を有する。

## 第5条 組織

1. INAPに会長を置く。
2. INAPに事務局を置く。
3. INAPは、総会における要請及び承認により、名誉顧問を選出することができる。
4. INAPは、会員から選出されたメンバーにより構成される幹部会議を置く。

## 第6条 総会

1. INAPは年に1度総会を開催し、総会において活動内容及び各年度予算を決定する。
2. 総会は、会員及び来賓の参加により開催される。
3. 総会の開催、議題及び活動内容は、会長との協議のうえ、事務局により決定される。
4. 会員は、自らの提案やアイデアを議題に加えるよう推奨することができる。
5. 総会における決定は、代表団員の数に関わらず、出席した会員の多数決投票により行われる。
6. 会員は、総会開催中に、相互の関心事項を議論することを目的とした小委員会を設置することができる。

## 第7条 活動

1. 各年の活動内容は総会において決定される。
2. INAPのその他の活動は、INAPの会員による提案に基づき、会長と協議しながら事務局により決定される。
3. すべての会員は事務局により決定された活動を支援しなければならない。
4. 活動内容は、いずれかの会員の要請に従い、変更あるいは修正されることがある。

## 第8条 修正

1. 本憲章への修正は、総会における代表団員の数に関わらず、出席した会員の多数決投票により発議され、承認されなければならない。



# International Network of Affiliated Ports

友好提携港国際ネットワーク

第23回会合

2024